



和歌山県報

発行 和 歌 山 県
和歌山市小松原通一丁目 1 番地
毎週火、金曜日発行

目 次 (*については県例規集掲載事項) (取扱課室名) ページ

○ 告示

*1524 和歌山県建築計画概要書等閲覧規程 (昭和46年和歌山県告示第127号) の一部改正
(建築住宅課)..... 1

告 示

和歌山県告示第1524号

和歌山県建築計画概要書等閲覧規程 (昭和46年和歌山県告示第127号) の一部を次のように改正し、平成25年1月1日から適用する。

平成24年12月28日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

第1条中「建築基準法令による処分概要書及び全体計画概要書」を「処分等概要書、全体計画概要書、指定道路図及び指定道路調査」に、「概要書」を「建築計画概要書等」に改める。

第2条中「概要書」を「建築計画概要書等」に、「海草振興局」を「海草振興局建設部」に改める。

第3条及び第5条中「概要書」を「建築計画概要書等」に改める。

第6条中「概要書」を「建築計画概要書等」に、「別記第1号様式から別記第4号様式までの様式」を「別記様式」に、「当該職員」を「知事」に改め、同条に次のただし書を加える。

ただし、閲覧しようとする者がやむを得ない理由により建築物、工作物又は建築設備を特定することができない場合は、これらを特定する情報の記載を要しない。

第7条 (見出しを含む。) 中「概要書」を「建築計画概要書等」に改める。

第8条中「当該職員は」を「知事は」に、「一に」を「いずれかに」に改め、同条第1号中「当該職員の」を「担当職員の」に改め、同条第2号中「き損し」を「毀損し」に改め、同条に次の1号を加える。

(4) 前3号に掲げる者のほか、知事が閲覧させることが適当でないとする者

第9条中「当該職員」を「担当職員」に改める。

別記第1号様式を次のように改め、同様式を別記様式とする。

別記様式

建築計画概要書等閲覧申請書

年 月 日	
和歌山県知事 様	
申請者 住 所 氏 名	
下記のとおり建築計画概要書等の閲覧を申請します。	
閲覧目的	
閲覧に係る書類の種類	<input type="checkbox"/> 建築計画概要書 <input type="checkbox"/> 築造計画概要書 <input type="checkbox"/> 定期調査報告概要書 <input type="checkbox"/> 定期検査報告概要書 <input type="checkbox"/> 処分等概要書 <input type="checkbox"/> 全体計画概要書 <input type="checkbox"/> 指定道路図 <input type="checkbox"/> 指定道路調書
確 認 等 番 号	第 号
確 認 等 年 月 日	年 月 日
建 築 主 等 の 氏 名	
建 築 物 等 の 位 置	市 町 大字 郡 村
備 考	
受 付	

注 1 該当する事項の□にレ印を付すこと。

別記第2号様式から別記第4号様式までを削る。